



平成19年5月16日

各 位

会社名 京都きもの友禪株式会社
代表者名 代表取締役社長 河端 雄樹
(コード番号 7615 東証第1部)
問合せ先 取締役経営企画部長 斉藤 慎二
(TEL. 03-3639-9191)

株式報酬型ストックオプション(新株予約権)発行に関するお知らせ

当社は、平成19年5月16日開催の取締役会において、当社取締役(社外取締役を除く)に対して、報酬として新株予約権を付与することにつき承認を求める議案を平成19年6月21日開催予定の第36期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社取締役に対する報酬制度について、取締役に対する報酬の業績連動性を高めるために、平成18年6月22日をもって役員退職慰労金制度を廃止致しましたが、より当社の株価や業績との連動性を高め、株価の上昇・下落によるメリット・リスクを株主と共有することにより、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションを導入することといたしました。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社取締役(社外取締役は除く。)

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式250株を上限とする。

ただし、下記(3)により、付与株式数(以下に定義する。)が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

250個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(4) 新株予約権の払込金額

無償とする。(有利発行には該当しない。)

(5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権を割り当てる日から30年以内で、当社取締役会において決定する。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

①新株予約権の全部または一部を行使することができる。

②その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

①新株予約権行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(2)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(5)で定められている行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記(6)に定める新株予約権の行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前期(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記(8)に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社ではない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の取得事由及び条件

前記(9)に準じて決定する。

(12)新株予約権の割当日

当社取締役会において決定するものとする。

(13)新株予約権証券を発行する場合の取扱い

新株予約権証券は新株予約権者の請求があるときに限り発行するものとする。

(注) 上記の内容については平成19年6月21日開催予定の第36期定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

以 上